

「生命の萌芽」としての保護

- 他者の権利(「人格権」を含む)の客体として位置づけ、どの程度保護するかを特定人の権利行使に全面的に委ねること自体が、「人の尊厳」に適合しないのではないか。
- そうすると、民事法の枠組み(私人間の権利義務関係)では保護が難しい。
- 「生命の萌芽」としての保護は、「生命の萌芽」にふさわしい取扱いがなされるよう、規制法の形で社会全体が監視を行う必要がある。

「物」としての保護

- 胚もES細胞に加工されて譲渡・利用される可能性があることを考えれば、胚の段階からある程度の「物」としての保護が必要になる。
- ただし、通常の「所有権」の客体とすることは「生命の萌芽」としての保護に反するおそれあり。
- 従来の民法の解釈によるのではなく、胚に特有の「所有権法的規範」を新たに作り出すことが望ましい。

まとめ

- ヒト組織に関する従来の法的分析は、ヒト胚の法的地位に関してもある程度適用できる。
- しかし、ヒト胚はいくつかの点でヒト組織とは異なる点があり、それに応じた法律関係を検討する必要がある。
- 特に、「生命の萌芽」としての保護は民事法のルールによっては実現しにくく、ヒト胚をめぐる法律関係については、種々の場面を想定しつつ網羅的なルールを新たに設定する必要がある。